

## 公立大学法人横浜市立大学職員の給料及び手当の臨時特例に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、次の各号に定める期間（以下「特例期間」という。）における公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第2条第2項に規定する法人に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）及び同規則第3条第2項に規定する一般職員のうち大学専門職の者を除いた職員（以下この規程において「法人職員」という。）の給料及び手当について、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「職員賃金規程」という。）の特例を定めるものとする。

- (1) 派遣職員 平成25年8月1日から平成26年3月31日まで
- (2) 法人職員 平成25年11月1日から平成26年3月31日まで

### (給料等の特例)

第2条 職員賃金規程第3条第2項各号に掲げる給料表の適用を受ける派遣職員及び法人職員に対する給料月額は、職員賃金規程別表第1-①、別表第1-②及び別表第1-③の規定にかかわらず、特例期間に限り、当該給料月額から当該給料月額に次の各号に掲げる当該派遣職員及び法人職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じ、それれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 1級から3級まで 100分の3.79
- (2) 4級及び5級 100分の6.79
- (3) 6級から8級まで 100分の8.79

2 職員賃金規程第22条第3項の規定による管理職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、同項の規定により当該派遣職員及び法人職員が受けるべき額から、当該額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

### (期末手当及び勤勉手当の特例)

第3条 職員賃金規程第24条第3項の規定による期末手当又は勤勉手当の額は、同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、同項の規定により当該派遣職員及び法人職員が受けるべき額から、当該額に第2条第1項の規定により、当該派遣職員及び法人職員の給料月額が減額される場合において適用される第2条第1項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

### (適用除外)

第4条 公立大学法人横浜市立大学職員退職手当規程の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、第2条第1項の規定は、適用しない。

### (端数計算)

第5条 この規程の規定により給料及び手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。  
(この規程の失効)
- 2 この規程は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規程の規定により特例期間に支給されるべき給料及び手当については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成25年10月4日改正）

この規程は、平成25年11月1日から施行する。